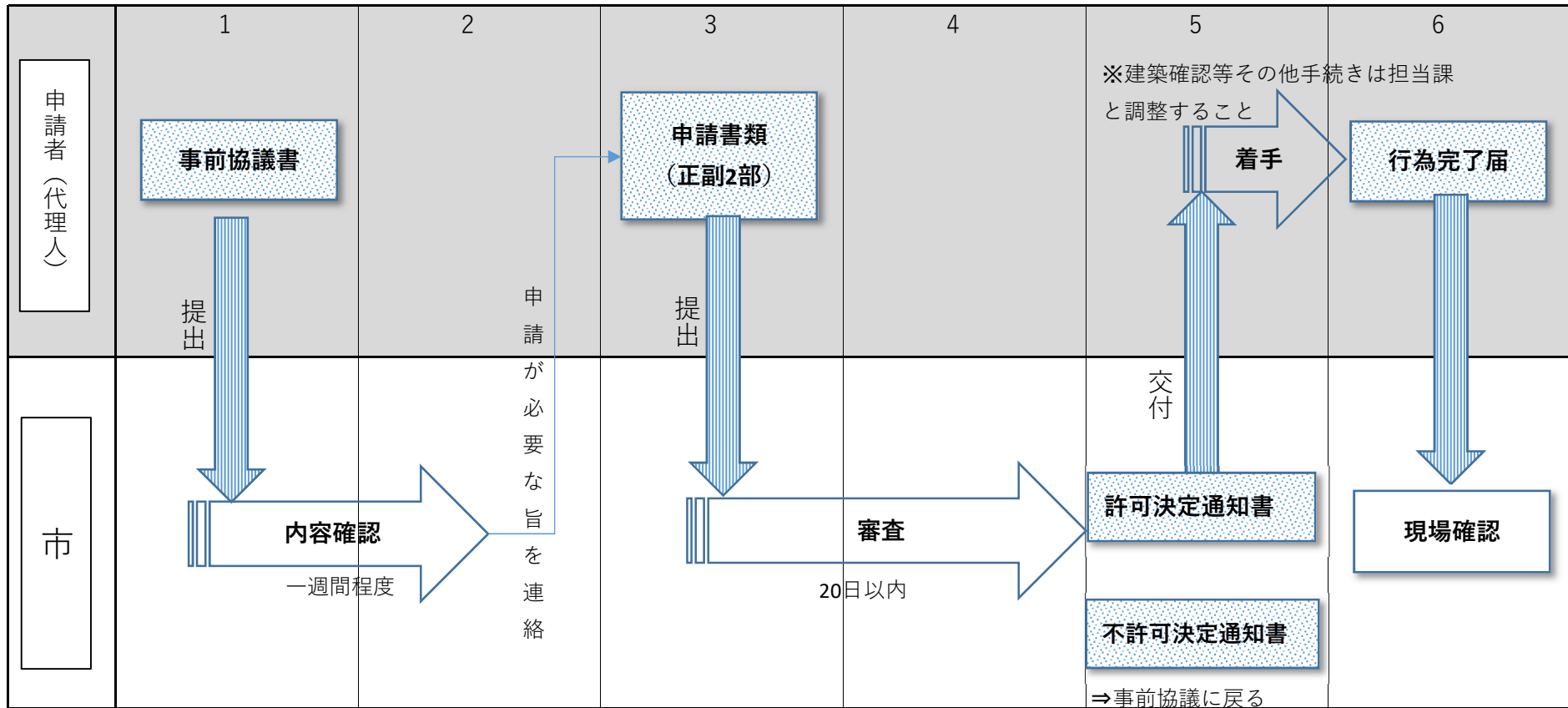


大都市法第7条第1項に係る申請フロー

伊勢原市都市部市街地整備課



※代理人が申請手続きをする場合は、申請者からの委任状（任意様式）を添付して下さい。

※事前協議書には、許可事務処理要領に基づき添付図書を添付して下さい。

※申請書の副本は許可決定通知書（又は不許可決定通知書）に添付して申請者に交付します。

※許可決定通知書（又は不許可決定通知書）を交付する際、申請者（代理人）の受領印をもらうため、受け取りの際は印鑑（認印）を準備してください。

※ここでの許可はあくまで大都市法7条の許可であるため、建築確認等その他法令に基づく行為の許可ではないことに注意して下さい。

※行為完了届は、行為完了から7日以内に提出してください。